

# 石川県警察の表彰に関する訓令

昭和47年4月1日  
石川県警察本部訓令第10号

改正 昭和52年3月29日警察本部訓令第4号  
昭和56年5月1日警察本部訓令第5号  
昭和57年3月8日警察本部訓令第2号  
昭和58年1月1日警察本部訓令第1号  
平成5年3月31日警察本部訓令第6号  
平成19年7月20日警察本部訓令第20号  
平成28年7月28日警察本部訓令第21号

石川県警察の表彰に関する訓令を次のように定める。

## 石川県警察の表彰に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、警察表彰規則（昭和29年国家公安委員会規則第14号）に基づき、表彰の手續及び石川県警察における表彰について、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種類)

第2条 石川県警察本部長（以下「本部長」という。）の行う表彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) 警察功績章
- (2) 賞詞
- (3) 賞状
- (4) 賞誉
- (5) 感謝状

2 前項の表彰には、別表第1に掲げる副賞を付することができる。

(警察功績章)

第3条 警察功績章は、警察職員（以下「職員」という。）として30年以上勤務に精励し、特に顕著な功労があると認められる者に対して授与する。

(賞詞)

第4条 賞詞は、次の各号に掲げる事項のいずれかについて多大な功労があると認められる職員に授与する。

- (1) 犯罪の予防、鎮圧、捜査又は被疑者の逮捕
- (2) 人命の救助又は身体若しくは財産の保護
- (3) 水火災その他の災害又は変事における警戒、防護若しくは救護

- (4) 警察上重要な発見、発明、改善又は研究
- (5) 警察上重要な事務の処理又は職務の執行
- (6) 警察の信頼を高めた善行及び市民応接
- (7) 優秀な研修成績を収めた者
- (8) その他表彰することが適当であると認められるとき。

2 次の各号に掲げる職員に対しては、前項に準じて賞詞を授与する。

- (1) 勤務成績が特に優秀で他の模範となる者
  - (2) 30年以上勤務に精励し、よく本分を尽くした者
  - (3) 25年以上勤務に精励し、よく本分を尽くし退職する者
- (賞状)

第5条 賞状は、前条第1項に掲げる事項のいずれかについて顕著な業績があると認められる石川県警察の組織等に関する規則第二章から第四章まで及び石川県警察の組織等に関する訓令第二章から第四章までに定める警察本部(以下「本部」という。)の課、所、隊及び警察署並びに本部の室、係及び警察署の課、係、交番等(以下「部署」という。)に対して授与する。

2 前項のほか、警察業務の推進に当たり、年間における業績が顕著であると認められる警察署に対して授与する。

(賞誉)

第6条 賞誉は、次の各号に掲げる事項について、功労があると認められる職員又は業績が優秀な部署に対して授与する。

- (1) 第4条第1項各号の場合
  - (2) 20年以上勤務に精励し、よく本分を尽くした者
  - (3) 10年以上勤務に精励し、よく本分を尽くし退職する者
- (感謝状)

第7条 感謝状は、第4条第1項第1号から第3号までに掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項について、功労があると認められる警察部外の者若しくは団体(以下「部外者」という。)又は石川県警察以外の警察職員若しくは部署に対して贈呈する。

- (1) 地域安全活動又は交通安全活動
- (2) 青少年の補導、育成又は環境浄化活動
- (3) 前各号のほか、石川県警察又は職員の職務執行に対する協力

2 次の各号に掲げる部外者に対しては、前項に準じて感謝状を贈呈する。

- (1) 多年にわたり奉仕的に警察に協力し多くの功績があると認められる者
  - (2) 多年にわたり地域住民との信頼関係の構築等に貢献した駐在所勤務員の配偶者
- (表彰の基準)

第8条 第3条の功績章、第4条第2項及び第6条第2号、第3号の累積功労の表彰基準は、別表第2のとおりとする。

(本部長表彰の上申)

第9条 所属長は、所属の職員若しくは部署又は部外者が第2条の表彰に値すると認められるときは、様式第1号から第5号までの表彰上申書(以下「上申書」という。)により監察課を経由して速やかに本部長に上申しなければならない。ただし、第7条第2項に規定する表彰上申については、別に定めるものとする。

2 所属長は、同一事案について功労者が2人以上あるときは、それぞれの功労の内容を詳細に記入し、その功労に差があるときは、上申書にこれを明記しなければならない。

3 第4条第1項、第5条、第6条第1号、第7条第1項に規定する表彰は、その事案を主管する部長が上申しなければならない。

4 部長は、前項に規定する表彰上申をする場合は、第1項に規定する上申書のうち、様式第1号中「所属長」とあるのは「部長」と読み替えるものとする。

(警察庁長官等に対する上申)

第10条 本部長は、前条の上申を受けた事案のうち、警察庁長官又は中部管区警察局長の表彰(以下「長官等表彰」という。)が相当と認めるものについては、上申するものとする。

(併賞)

第11条 長官等表彰を授与された職員又は部署に対しては、第2条第1項第2号から第4号までに規定する表彰を授与することができる。

(被表彰上申者の事故報告)

第12条 所属長は、表彰上申中の職員が次の各号の一に該当することとなったときは、速やかに本部長に報告しなければならない。

- (1) 死亡又は退職したとき。
- (2) 職員としてふさわしくない非行があったとき。
- (3) 懲戒処分に該当する事故を起こしたとき。
- (4) 刑事事件により起訴されたとき。
- (5) その他表彰することが適当でないと認めたとき。

2 前項の規定は、部外者にこれを準用する。

(表彰の保留)

第13条 表彰上申中の職員が、非行、規律違反等により処分を受けることとなるおそれが生じたときは、当該表彰を保留し、処分結果に応じて表彰を授与しないことができる。

2 前項の規定は、部外者にこれを準用する。

(死亡又は退職時における表彰)

第14条 表彰を受ける職員又は部外者が、表彰前に死亡又は退職したときは、生前又は退職の日に遡って表彰することができる。

(部長内賞)

第15条 本部長は、第9条第3項により上申を受けた事案のうち、第2条の表彰に至らないものについて必要と認めるときは、部長に内賞を授与又は贈呈(以下「授与等」という。)させることができる。

2 部長は、第5条第1項、第6条第1号、第7条第1項に規定する表彰上申に至らないものについて必要と認めるときは、内賞を授与等することができる。

3 前項において同一事案の功労内容が複数部門にわたる場合は、当該部門の主管課で調整し、主たる部長が授与等するものとする。

4 部長内賞を授与等した場合は、監察課に通報しなければならない。

(所属長内賞)

第16条 所属長は、所属の職員若しくは部署又は部外者に対して必要と認めるときは、内賞を授与等することができる。

(内賞の種類)

第17条 第15条及び第16条に定める内賞の種類は、次のとおりとする。

(1) 賞

(2) 感謝状

2 賞は、功労があると認められる職員又は部署に対して授与するものとする。

3 感謝状は、功労があると認められる部外者又は石川県警察以外の警察職員若しくは部署に対して贈呈するものとする。

4 同一の部外者又は石川県警察以外の警察職員若しくは部署に対して部長感謝状と所属長感謝状を併賞することはできない。

5 第1項の内賞には、副賞を付することができる。

(部長内賞の上申)

第18条 所属長は、第15条第2項に規定する表彰に価すると認められるときは、本部の主管課を経由して部長に上申しなければならない。

2 上申を受けた主管課(主管課が上申する場合を含む。)は、監察課と合議しなければならない。

3 所属長は、第1項に規定する表彰上申をする場合は、第9条第1項に規定する上申書のうち、様式第1号中「本部長」とあるのは「部長」と読み替えるとともに同条第2項に準拠するものとする。

(即賞)

第19条 所属長は、所属以外の職員に功労があると認められるときは、即賞を授与することができるものとする。

2 即賞を授与した場合は、当該職員の所属長に通報しなければならない。

3 通報を受けた所属長は、当該職員に対し第16条及び第17条第1号に規定する所属長賞を授与することができるものとする。

(表彰の記録)

第20条 監察課長は、表彰台帳(様式第6号、様式第7号、様式第8号)を備え、所要事項を記載し、整理しておかなければならない。

2 部長及び所属長は、前項に準じて表彰台帳を備え、内賞を授与した都度所要事項を記載し、整理しておかなければならない。

(本部長表彰の様式)

第21条 第2条に定める本部長表彰の様式は、様式第9号から様式第13号までのとおりとする。

(内賞の様式)

第22条 第15条及び第16条に定める内賞の様式は、様式第14号及び様式第15号のとおりにする。

(即賞の様式)

第23条 第19条に定める即賞の様式は、様式第14号を準用し、この場合においては、様式中「賞」とあるのは「即賞」と読み替えるものとする。

附 則

1 この訓令は、昭和47年4月1日から施行する。

2 石川県警察表彰取扱規程(昭和29年石川県警察本部訓令第8号)は、廃止する。

附 則(昭和52年3月29日警察本部訓令第4号)

この訓令は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年5月1日警察本部訓令第5号)

この訓令は、昭和56年6月1日から施行する。

附 則(昭和57年3月8日警察本部訓令第2号)

この訓令は、昭和57年3月30日から施行する。

附 則(昭和58年1月1日警察本部訓令第1号)

この訓令は、昭和58年1月1日から施行する。

附 則(平成5年3月31日警察本部訓令第6号)

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成19年7月20日警察本部訓令第20号)

この訓令は、平成19年7月20日から施行する。

附 則(平成28年7月28日警察本部訓令第21号)

この訓令は、平成28年8月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）副賞の基準

表彰の種類	対 象		副 賞 金 額
	被 表 彰 者	単 位	
賞 詞	警 察 職 員	1 件 1 人	10,000円以内
賞 状	警 察 の 部 署	1 件 1 部 署	5,000円以内
賞 誉	警 察 職 員	1 件 1 人	7,000円以内
	警 察 の 部 署	1 件 1 部 署	5,000円以内
感 謝 状	部 外 者	1 件 1 人	5,000円以内
	部 外 の 団 体	1 件 1 団 体	5,000円以内

注1 副賞は、予算の範囲内で本表の基準によって付する。

注2 特別の必要がある場合は、増額することができる。

別表第2（第8条関係）累積功勞表彰基準

表彰の分類	表彰種別	表彰の要件	表彰人員	表彰時期
優秀職員表彰	賞詞	1 職員として職務に精励し、勤務成績が特に優秀であり、他の模範と認められる者 2 実務15年以上（12月末現在）の警部補以下の警察官又はこれに相当する職にある一般職員 3 かつて同種の表彰を受賞したことのない者	現員のおおむね1%	毎年12月
永年勤続職員表彰	賞詞	1 30年間職員として勤務している者 2 その間の勤務成績が優秀である者 3 かつて同種の表彰を受賞したことのない者	該当者	毎年7月
	賞誉	1 20年間職員として勤務している者 2 その間の勤務成績が優良である者 3 かつて同種の表彰を受賞したことのない者		
退職職員表彰	警察功績章	30年以上警察に在職した警視若しくは警部又はこれに相当する職にある一般職員（退職に際し、警視正及び警部に特別昇任した警察官並びに所属長経験のある一般職員を除く。） 30年以上警察に在職した警部補以下の警察官（退職に際し、警部に特別昇任した警察官を含む。）又はこれに相当する職にある一般職員で、優秀警察職員として本部長賞詞を受賞した者	該当者（警察功労章以上の表彰を受賞した者を除く。）	その都度

	賞 詞	25年以上職員として在職し、その間優秀な勤務成績を収めた者		
	賞 誉	10年以上職員として在職し、その間優良な勤務成績を収めた者		
表彰を行わない場合		1 刑事事件に関し起訴されたとき。 2 表彰の日以前1年以内に懲戒処分を受けた者であるとき。 3 その他、表彰をすることが適当でないとき。		
期間算定の基準		在職期間の計算は、石川県警察職員として引き続き勤務した期間とするほか、次によるものとする。 1 通算を認める期間 (1) 中断のある場合は、その前後の在職期間 (2) 待命期間及び特別休暇の期間 (3) 次の官公署等の在職期間 ア 警察庁、管区警察局及び他の都道府県警察 イ その他通算することを適当と認める官公署 2 通算を認めない期間 (1) 休職又は停職の期間 (2) 非常勤、臨時又は嘱託の期間		

様式第1号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

石川県警察本部長 殿

所 属 長

警 察 表 彰 上 申 書

功労者の所属・係別 階級・氏名（ふりがな） 年齢・職員番号	
表彰の種類別	
功 労 の 内 容	件名 -----
功 労 が 部 内 外 に 与 え た 影 響	
事案当事者との 親族関係等の有無	
功 労 者 の 略 歴 ・ 素 行	
その他参考事項	

この様式は、部署及び部外者表彰の上申について準用する。

様式第2号（第9条関係）

犯罪検挙表彰上申書

功労者の 順位	順位	所属・係	階級	ふりがな 氏名・年齢	勤続 年数
	-----	-----	-----	-----	-----
	-----	-----	-----	-----	-----
	-----	-----	-----	-----	-----
	-----	-----	-----	-----	-----
罪 種					
発生検挙	発 生	検 挙		処 理	
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	送致 年 月 日	起訴 年 月 日
		(通逮、現逮、緊逮)		起訴見込	
捜査期間		月 日 間			
検 挙 件 数	罪 名				計
	件 数				件
	被害額				円
	同回復				円
被疑者の 本籍・住所 職業・氏名 年齢・前科等		ほか 人			

犯罪事実 の概要							
端 緒	1 現行犯	2 申告届出	3 聞込み	4 余 罪	5 自首出頭	6 常人逮捕	7 その他
功 勞 の概要							
社 会 的 反 響							
備 考							

この様式は、部署表彰の上申に準用する。

様式第3号（第9条関係）

永年勤続職員表彰上申書

所 属	職 名	階 級	ふりがな 氏 名		生年月日(年齢)
					( 歳)
採用年月日	年 月 日		勤続年月	年 月	
現階級昇任	年 月 日				
勤務成績及び サービスの態度					
賞 罰 (拝命以来)	賞		罰		
	本部長賞詞 本部長賞誉	回 回			
素行及び 家庭の状況					
参考事項					

- 1 この様式は、退職時表彰に準用する。
- 2 退職時表彰の上申にあたっては、功労調査表（様式第4号）を添付すること。

様式第4号（第9条関係）

功勞調査表（退職時表彰）

所属	階級	勤続年月	ふりがな 氏名	生年月日(年齢)
		年 月		( 歳)
功勞の種別	功 勞 の 内 容			

この調査表は、叙位、叙勲の上申における基礎となるものであるから、功勞の内容を具体的に記載すること。

様式第5号（第9条関係）

優秀警察職員表彰上申書

（選考順位 / ）

所 属	職 名	階 級	ふりがな 氏 名				生年月日(年齢)
							( 歳)
採用年月日	年 月 日			実務年月	年 月		
現階級 昇任年月日	年 月 日						
従事年月 (部門別)	総・警務	地 域	生活安全	刑 事	交 通	警 備	
	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月
勤務態度							
業務の 処理状況							
素行及び 家庭の状況							
表 彰 歴	本部長賞詞		回 (永年勤続警察職員表彰を除く)				
	本部長賞誉		回 (永年勤続警察職員表彰を除く)				
	部長賞		回				
処 分 歴 (監督上の措置を含む)							
参 考 事 項							

候補者氏名

勤務成績

功績内容



様式第7号（第20条関係）

表彰台帳（部署）

番号	表彰年月日	表彰種別	表彰事由	所属	部門

表彰種別ごとに作成する。





様式第11号（第21条関係）  
賞状

階級 氏名 印	石川 県警 察本 部長	年	ここに これを 表彰 する	その 業績 は顕 著で ある	・	・	貴 部署 は ・ 〔功 労内 容〕 ・ ・ ・	賞 状	部 署 名
		月			日	・			

用紙は、上質なA3判のものを用い、縁飾りをつける。

様式第12号（第21条関係）  
賞誉

階級 氏名 印	石川 県警 察本 部長	年	ここに これを 表彰 する	その 功 労〔業 績〕 は多 大〔優 秀〕 で ある	・	・	君 〔貴 部署 〕は ・ ・ ・ 〔功 労内 容〕 ・ ・	賞 誉	階 級 氏 〔又 は部 署名 〕名
		月			日	・			

用紙は、上質なB4判のものを用い、縁飾りをつける。

様式第13号（第21条関係）  
本部長感謝状

階級	石川県警察本部長	年月日	その功勞をたたえここに感謝の意を表します	あなた 〔貴団体〕 は〔 功勞内容 〕 ・ ・ ・ されました	氏名	〔団体名は〕 様	感謝状
----	----------	-----	----------------------	---	----	-------------	-----

用紙は、上質なA3判のものを用い、縁飾りをつける。

様式第14号（第22条関係）

賞（部署）

<p>賞</p> <p>部署名</p> <p>貴〇〇は_____</p> <p>_____（功労内容）_____</p> <p>その業績(功労)は大きいのでこれを賞する</p> <p>年 月 日</p> <p>職名 階級 氏 名 印</p>
--

賞（職員）

<p>賞</p> <p>所属 階級 氏 名</p> <p>君は_____</p> <p>_____（功労内容）_____</p> <p>その功績(功労)は大きいのでこれを賞する</p> <p>年 月 日</p> <p>職名 階級 氏 名 印</p>
--

用紙は、A4判のものを用いる。

様式第15号（第22条関係）  
感謝状

階級	職名	年月日	その功勞をたたえここに感謝の意を表します	あなた 〔貴団体〕 は 〔功勞内容〕 ・ ・ ・ ・ ・ ・	氏名 〔団体名は〕 様	感謝状
----	----	-----	----------------------	---	-------------------	-----

- 1 用紙は、上質なA3判のものを用い、縁飾りをつけることができる。
- 2 感謝状文中「その功勞をたたえ」は「その功績をたたえ」等に置き換えることができるものとする。